

令和4年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施結果について

1 施設の衛生管理等に対する一斉監視指導結果

保健所、中央・東部両卸売市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の食品衛生監視員が、市内の食品製造施設や食品販売施設等の延べ11,956施設に対して立ち入り、施設の衛生管理、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正使用等について、監視指導を実施しました。（詳細は表1-1、表1-2、表1-3）

その結果、13施設について、施設基準違反又は食品の取扱不良等を発見し、注意指導票交付や口頭説諭による行政措置を行い、改善を図りました。

表 1-1 施設の衛生管理等に対する監視指導結果（令和3年5月31日以前に許可を取得した施設）

業種	監視指導延施設数	違反発見延施設数	違反の内訳（件数）				措置 行政指導
			施設基準違反	公衆衛生上必要な措置に関する違反	製造基準等違反	その他	
飲食店営業	927	2	1	0	0	1	2
菓子製造業	141	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	8	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	4,286	3	0	0	0	3	3
魚介類せり売り営業	97	0	0	0	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	6	0	0	0	0	0	0
食品の冷凍または冷蔵業	5	0	0	0	0	0	0
かん詰またはびん詰食品製造業	8	0	0	0	0	0	0
喫茶店営業	16	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類製造業	25	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	3	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	100	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	0	0	0
ソース類製造業	4	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	1	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	6	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	21	0	0	0	0	0	0
添加物（規格あり）製造業	2	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	2	0	0	0	0	0	0
小計	5,659	5	1	0	0	4	5

表1-2 施設の衛生管理等に対する監視指導結果(令和3年6月1日以降に許可を取得した施設)

業種	監視指導延施設数	違反発見延施設数	違反の内訳(件数)				措置 行政指導
			施設基準違反	公衆衛生上必要な措置に関する違反	製造基準等違反	その他	
飲食店営業	1493	2	0	0	0	2	2
調理機能を有する自動販売機による営業	6	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	97	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	1	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	1,316	5	0	0	0	5	5
水産製品製造業	95	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	5	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	14	0	0	0	0	0	0
食肉販売業	59	0	0	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	0	0	0
豆腐製造業	4	0	0	0	0	0	0
麺類製造業	5	0	0	0	0	0	0
そうざい製造業	28	0	0	0	0	0	0
複合型そうざい製造業	1	0	0	0	0	0	0
密封包装食品製造業	2	0	0	0	0	0	0
添加物(規格あり)製造業	1	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	2	0	0	0	0	0	0
食品の小分け業	2	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0	0	0
合計	3,133	7	0	0	0	7	7

表 1-3 施設の衛生管理等に対する監視指導結果（営業届出施設）

業種	監視指導 延施設数	違反発見 延施設数	違反の内訳（件数）			措置 行政 指導
			設備の 不備	食品の 取扱 不良	その 他	
魚介類販売業 （包装済み魚介類のみの販売）	59	0	0	0	0	0
食肉販売業 （包装済み食肉のみの販売）	34	0	0	0	0	0
乳類販売業	33	0	0	0	0	0
弁当販売業	9	0	0	0	0	0
野菜果物販売業	2,529	0	0	0	0	0
米穀類販売業	25	0	0	0	0	0
コンビニエンスストア	15	0	0	0	0	0
百貨店、総合スーパー	57	1	0	1	0	1
自動販売機による販売業（コップ式 自動販売機（自動洗浄・屋内設置） 及び営業許可の対象となる自動販売 機を除く。）	2	0	0	0	0	0
その他の食品・飲料販売業	351	0	0	0	0	0
農産保存食料品製造・加工業	1	0	0	0	0	0
その他の食料品製造業・加工業	3	0	0	0	0	0
集団給食施設	44	0	0	0	0	0
器具・容器包装の製造・加工業（合 成樹脂が使用された器具又は容器包 装の製造、加工に限る。）	1	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0
小計	3,164	1	0	1	0	1

2 施設の食品表示に対する一斉監視指導結果

保健所、中央・東部両卸売市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の食品衛生監視員が、市内の食品製造施設や食品販売施設等の延べ 3,038 施設に対して立ち入り、食品及び添加物の適正表示について監視指導を実施しました。（詳細は表 2-1、表 2-2、表 2-3）

その結果、表示基準違反はありませんでした。

表 2-1 食品表示に対する監視指導結果（令和 3 年 5 月 31 日以前に許可を取得した施設）

業種	監視指導 延施設数	違反発見 延施設数	表示基準 違反	措置
				行政指導
飲食店営業	231	0	0	0
菓子製造業	114	0	0	0

乳製品製造業	6	0	0	0
魚介類販売業	1,030	1	1	1
魚介類せり売り営業	92	0	0	0
魚肉ねり製品製造業	3	0	0	0
食品の冷凍又は冷蔵業	5	0	0	0
かん詰又はびん詰食品製造業	6	0	0	0
喫茶店営業	1	0	0	0
アイスクリーム類製造業	16	0	0	0
食肉処理業	3	0	0	0
食肉販売業	85	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0
ソース類製造業	3	0	0	0
めん類製造業	2	0	0	0
そうざい製造業	15	0	0	0
添加物（規格あり）製造業	2	0	0	0
清涼飲料水製造業	2	0	0	0
小計	1,617	0	0	0

表 2-2 食品表示に対する監視指導結果（令和 3 年 6 月 1 日以降に許可を取得した施設）

業種	監視指導 延施設数	違反発見 延施設数	表示基準 違反	措置
				行政指導
飲食店営業	246	0	0	0
菓子製造業	57	0	0	0
乳製品製造業	1	0	0	0
魚介類販売業	592	0	0	0
水産製品製造業	2	0	0	0
冷凍食品製造業	3	0	0	0
食肉処理業	11	0	0	0
食肉販売業	42	0	0	0
豆腐製造業	1	0	0	0
そうざい製造業	16	0	0	0
複合型そうざい製造業	1	0	0	0
密封包装食品製造業	3	0	0	0
漬物製造業	3	0	0	0
食品の小分け業	1	0	0	0
小計	979	0	0	0

表 2-3 食品表示に対する監視指導結果（営業届出施設）

業種	監視指導 延施設数	違反発見 延施設数	表示基準 違反	措置
				行政指導
魚介類販売業 (包装済み魚介類のみの販売)	33	0	0	0
食肉販売業 (包装済み食肉のみの販売)	8	0	0	0
乳類販売業	31	0	0	0
弁当販売業	8	0	0	0
野菜果物販売業	83	0	0	0
米穀類販売業	1	0	0	0
コンビニエンスストア	14	0	0	0
百貨店、総合スーパー	105	0	0	0
その他の食品・飲料販売業	148	0	0	0
その他の食料品製造・加工業	3	0	0	0
集団給食施設	8	0	0	0
小計	442	0	0	0

3 食品等の表示検査、保存温度検査等

保健所、中央・東部両卸売市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の食品衛生監視員が、市内の食品製造施設や食品販売施設等に立ち入り、延べ 12,763 件の食品や添加物等について表示検査、保存温度検査等を実施したところ、2 件の食品について、保存基準違反等を発見し、注意指導票交付や口頭説諭による行政指導を行い、改善を図りました。（詳細は表 3）

表 3 食品等の表示検査、保存温度検査等

食品分類	検体数	違反件数	表示基準 違反	措置
				行政指導
魚介類	4,141	0	0	0
魚介類加工品	2,320	1	0	1
食肉	423	0	0	0
食肉製品及び食肉加工品	151	0	0	0
卵及びその加工品	24	0	0	0
乳	159	0	0	0
乳製品及び乳類加工品	223	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	115	0	0	0
穀物	5	0	0	0
めん類	29	0	0	0
もち	5	0	0	0

菓子類	1,435	0	0	0
(上記以外の)穀類加工品	7	0	0	0
生鮮野菜及び果物	218	0	0	0
野菜果物乾燥品及び加工品	112	0	0	0
豆腐及びその加工品	60	0	0	0
漬物	234	0	0	0
(上記以外の)野菜・果物の加工品	10	0	0	0
そうざい及びその半製品	1,650	0	0	0
弁当	331	1	0	1
冷凍食品	-	-	-	-
無加熱摂取冷凍食品	49	0	0	0
凍結前加熱加熱後摂取冷凍食品	164	0	0	0
凍結前未加熱加熱後摂取冷凍食品	186	0	0	0
生食用冷凍鮮魚介類	66	0	0	0
かん詰・びん詰食品	279	0	0	0
清涼飲料水	100	0	0	0
酒精飲料	89	0	0	0
氷雪	27	0	0	0
水	7	0	0	0
調味料	47	0	0	0
その他の食品	74	0	0	0
添加物及びその製剤	23	0	0	0
合計	12,763	2	0	2

4 食品等の収去検査

保健所、中央・東部両卸売市場食品衛生検査所及び食肉衛生検査所の食品衛生監視員が、市内の食品製造施設や食品販売施設等で収去した食品等 141 検体について理化学検査や細菌検査を実施しました。検査結果に違反はありませんでした。(詳細は表 4)

表 4 食品の収去検査

食品分類	収去検査 検体数	違反検体 件数	措置
魚介類	12	0	0
魚介類加工品	40	0	0
食肉	4	0	0
食肉製品及び食肉加工品	6	0	0
乳製品及び乳類加工品	1	0	0
菓子類	28	0	0
(上記以外の)穀類加工品	2	0	0
生鮮野菜及び果物	15	0	0

漬物	8	0	0
(上記以外の)野菜・果物の加工品	5	0	0
そうざい及びその半製品	2	0	0
かん詰・びん詰食品	10	0	0
清涼飲料水	1	0	0
調味料	6	0	0
その他の食品	1	0	0
合計	141	0	0